



令和 8 年 8 月 19 日
海事局 総務課
外国船舶監督業務調整室

世界各国と協調して外国船舶への立入検査（PSC：ポート・ステート・コントロール）の集中検査キャンペーンを実施します！

日本が加盟するアジア・太平洋地域における 22 の国と地域の PSC 協力体制である東京 MOU では、毎年、テーマを決めて集中検査キャンペーン（CIC: Concentrated Inspection Campaign）を実施しており、今年も 9 月 1 日から 11 月 30 日までの 3 ヶ月間、「貨物固縛方法」をテーマにして世界各国と協調して実施します。

今年の CIC は、外国船舶におけるコンテナ荷崩れ事故の防止を目的として、コンテナの積載・積付け・固縛に関する海上人命安全条約（SOLAS 条約）の適合状況を確認します。

本取組みは欧州・北大西洋地域の 28 カ国で構成される PSC 協力体制「パリ MOU」と連携し、同一テーマ・同時期で国際的な合同キャンペーンとして実施されます。

これにより、世界的な海上輸送の安全確保とコンテナ流失事故の再発防止に向けた取組みを強化します。

具体的には、9 月 1 日から 11 月 30 日までに行う PSC において、特に以下の事項について確認を行います。

- ① SOLAS 条約第 VI 章規則 5 に基づき、貨物固縛マニュアルが備付けてあること。
- ② 荷役を担当する乗組員が、貨物ユニットおよび貨物輸送ユニットの積載、積付け、固縛に精通していること。
- ③ 貨物固縛マニュアル（CSM）が遵守されていること。

アジア・太平洋地域及び欧州・北大西洋地域という広いエリアにおいて、同時期に同テーマで CIC を実施することを通じて、同エリア内を航行する船舶に対して、より一層の国際ルールの遵守に対する認識向上に繋げていきます。



【問い合わせ先】

海事局 総務課 外国船舶監督業務調整室 村川・前田
代表：03-5253-8111（43-177、43-176）
直通：03-5253-8639

<参 考>

1. 「PSC」(ポート・ステート・コントロール : Port State Control)

旗国は、自国籍船が国際条約の基準に適合していることを確認する義務がある。しかしながら実際には、サブスタンダード船(基準に適合していない船舶)が存在しており、国際的にこうした船舶の排除が重要な課題となっている。この十分に果たせていない旗国の役割を補完するため、自国に入港する外国船舶に対して立入検査を行うことをPSCといい、国際海事機関(IMO)の条約等により寄港国の権利として認められているものである。

2. 「MOU」(Memorandum of Understanding)

PSCの効果を上げるためには、周辺諸国との情報共有などの協力が不可欠であり、そのために各国の海事当局が結んだ覚書。MOU参加国は、過去のサブスタンダード船に関する情報共有や、PSC検査官の研修訓練等を共同で実施している。

3. 東京 MOU

1994年に活動を開始した、アジア・太平洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在22の国と地域(日本、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム及びメキシコ)が加盟している。

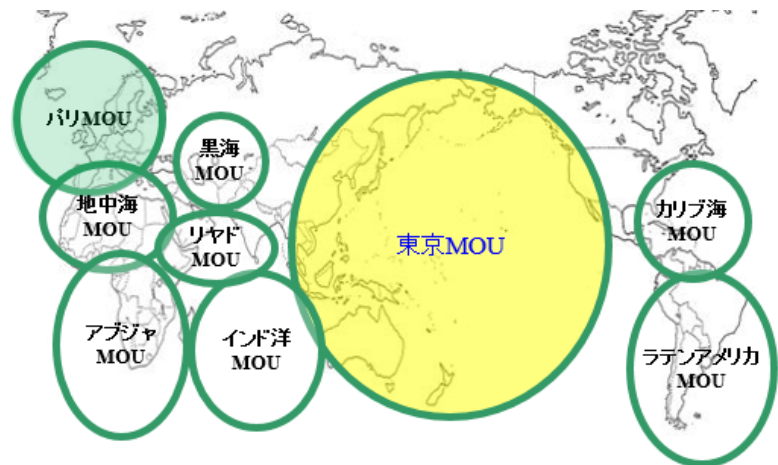


図 PSCの地域間協力体制

東京 MOU 公式ホームページ : <https://www.tokyo-mou.org>

4. パリ MOU

1982年に活動を開始した、欧州・北大西洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在28の国(ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス)が参加している。

5. 過去5年間の集中検査キャンペーンのテーマ(実施時期: 毎年9月1日~11月30日)

- 2025年(令和7年): バラスト水管理
- 2024年(令和6年): 船員の賃金及び雇用契約
- 2023年(令和5年): 船舶の火災安全対策
- 2022年(令和4年): STCW条約全般
- 2021年(令和3年): 船舶の復原性全般